

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事例紹介等>



<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業【①、③、④は令和6年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

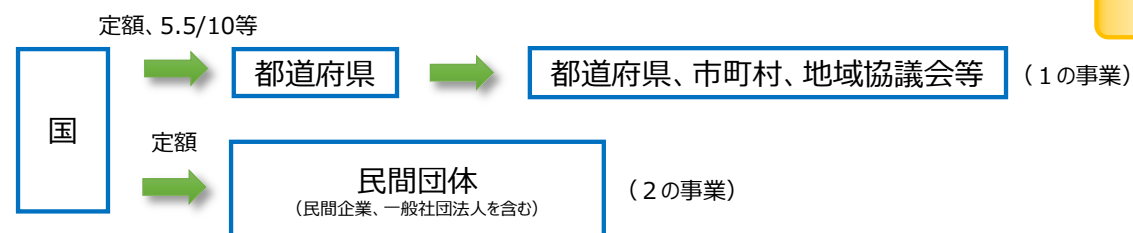
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和6年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

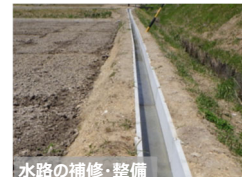


【土地利用構想の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備

【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

最適土地利用のための総合対策

(農山漁村振興交付金)

詳しくはこちら
(農林水産省HP)



地域でこんな声がありませんか？

市町村

農地をどのようにしていくのか…

荒廃農地を解消したいけど、これ以上手を広げられない…

農業者

アシやススキなどが繁茂

剪定しても継続栽培が困難

農地所有者

先祖代々の農地、管理しきれない…

地域住民

農地が荒れると景観も悪いわ…

**「最適土地利用のための総合対策」
ができました！**

地域にあった農地の保全や体制をつくりましょう！

地域ぐるみの話合いから
農用地保全のための
多様な取組を総合的
に支援します！

市町村

担い手が耕作する農地と
そうでない農地を明確化して、
最適な構想を整理できた！

話合いや先進地視察、
計画策定等の経費を支援！

農業者

無理せず農地を
利用できるね！

専門家を入れた話合い

土地利用構想の策定

シソの取組

放牧の取組

植林の取組

省力化機械の試行・導入

農地所有者

地域みなさんに農地を
安心して委ねられるわ！

粗放的利用のための
種苗代や管理経費、
省力化機械の導入を支援！

地域住民

農地を利用する取組に
私も一緒にチャレンジしたいわ！

土地利用構想を策定するための
実証的な取組を支援！
また、その実現に向けた農用地保全のための
基盤整備や条件整備を支援！

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

事業要件等

事業内容：地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成（事業着手から3年以内に策定すること）し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援

実施区域：特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域、特認地域※1の複数集落

実施主体：都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構。
①市町村、②農業者、③地域住民を必須構成員とし、②及び③は複数の者が参画すること。

交付上限：ソフト：定額

上限1,000万円/地区/年（体制整備等）
上限10,000円/10a等（粗放的利用支援）※2
上限250万円/地区/年（農用地保全等推進員）※3

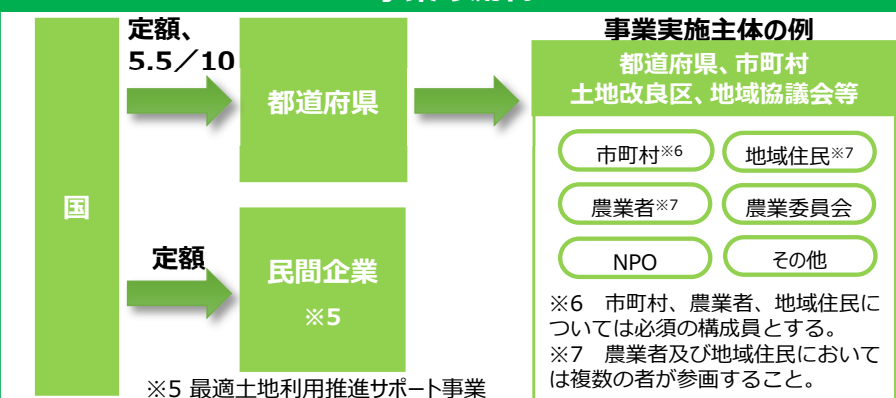
ハード：5.5/10等（上限2,000万円/年）※4

実施要件：農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。
事業完了後5年間以上耕作又は粗放的利用をすること。

実施期間：最大5年間（2年以上5年以内）

- ※1 都道府県知事による認定 ※2 最大3年間
※3 活性化計画を作成していること又は作成することが確実であること
※4 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定又は策定の見込みがあること

事業の流れ



対策の概要

1 体制づくり、土地利用構想の概定

地域ぐるみの話し合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組

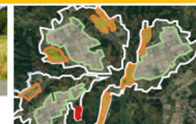


2 実証的な取組から土地利用構想の策定

実証的な取組を踏まえた土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組、省力化機械の導入



農用地保全の実証的な取組



土地利用構想の策定

3 粗放的利用体制整備

粗放的利用な農地利用として、放牧、蜜源・緑肥・省力・景観作物や緩衝帯利用、ビオトープ、計画的な植林への支援

粗放的な利用による農業生産 : 上限10,000円/10a
農業生産の再開が容易な土地利用 : 上限 5,000円/10a



省力化作物の取組



景観作物の取組

粗放的利用等の定着支援

4 農用地保全等推進員の措置

農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画の作成を行うことで、人件費を支援（上限250万円/年）



これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート

ソフト交付対象経費

人件費、旅費（調査等旅費、委員等旅費）、諸謝金、委託費、役務費（通信運搬費、報酬・給与等）、機械器具費、工事費、測量設計費、工事雑費等（実証整備等経費を含む）

5 土地利用構想に基づく農地保全のための基盤整備等

土地利用構想に基づき各種取組を選択・実施
なお、守るべき農地の生産基盤整備は、地域計画の作成又は作成の見込みが必要

※ 本格的な整備にあたっては、連携する事業を活用



荒廃農地の解消



法尻の排水対策

ハード交付対象経費

工事費、測量設計費、機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、実施設計費、換地費、工事雑費